

# 障がい者計画及び障がい(児)福祉計画の一体的策定について

## 【これまでの計画】

障がい者施策の各分野における基本的な方向性等を定める「障がい者計画（理念計画）」と、障害福祉サービスの提供体制等に関する目標を定める「障がい福祉計画（実施計画）」を別々に審議・策定してきた。

## 【次期計画】

障害福祉サービスの提供体制等に関する目標に係る内容を障がい者施策の各分野における基本的な方向性と結びつけることで、「障がい者計画」と「障がい(児)福祉計画」を一体的に策定する。

## 『静岡市障がい者共生のまちづくり計画（仮称）』

内容の審議は、従来「障がい者計画」に記載していた内容については「障害者施策推進協議会」で、従来「障がい福祉計画」に記載していた内容については「障害者自立支援協議会」で行う。

## 一体的に策定することのメリット

障害福祉サービスや市単独事業、他分野にまたがる施策等の全体像を総合的に把握できる



障がい福祉計画に定める「成果目標」を達成するための課題や、障害福祉サービス等で対応することができない障がい者のニーズに対して、重点的に市単独の事業や施策を計画・実施することができる。

## 【参考】政令市における障害者計画・障害福祉計画の策定状況

障害者計画の計画期間		
3年（福祉計画1期分）	2市	静岡、千葉
6年（福祉計画2期分）	9市	札幌、仙台、さいたま、横浜、川崎、新潟、大阪、岡山、北九州
9年（福祉計画3期分）	1市	堺
5年	6市	浜松、名古屋、京都、神戸、広島、福岡
10年	2市	相模原、熊本

冊子		福祉計画の取扱い		都市名
別冊	10市	—		静岡、相模原、浜松、名古屋、京都、堺、神戸、広島、福岡、熊本
合冊	10市	独立	9市	札幌、仙台、さいたま、千葉、川崎、新潟、大阪、岡山、北九州
		溶け込み	1市	横浜

障害福祉計画と障害者計画の終期を揃えている都市では、概ね両計画を一体的に策定している